

II-1 しなやかに強い心とすこやかな体をそだてる

豊かな心の育成

【現状と課題】

子どもが、変化の激しいこれからの社会の中で生きていくためには、「確かな学力」とともに、自分も他者も大切に思う心、感動する心などの「豊かな心」と、たくましく生きるための「すこやかな体」の3つの要素をバランスよく育み、「生きる力」を身につけていくことが大切である。

子どもは、家庭や地域社会の中で、さまざまな生活体験、社会体験、自然体験などの経験を積み重ねる中で「豊かな心」を育てていく。これらの体験活動は、できる喜びや達成感、他者を思いやり協調する心、生命や自然を大切に思う心とともに、規範意識や倫理観、伝統や文化を重んじ、郷土を愛する心などを育むことにつながる。

さらに、物事に対する興味・関心を深め、学ぶ意欲の向上や、知識や技能を活用する力、自分で解決する力といった「確かな学力」を育むことにもつながり、「生きる力」を育む基盤となる教育活動である。そのため、全教育活動を通して体験活動を積極的に取り入れ、豊かな感性や情操を育てることが求められる。

本市においては、これまで「道徳の時間」や「総合的な学習の時間」等を中心としながら、教育活動全体を通じて道徳教育を推進するとともに、多様な体験活動の充実に努めてきた。

しかしながら、全国学力調査では、本市の児童・生徒は、「困っている人を手助けしたことがある（図18）」「近所の人に、あいさつをしている（図19）」といった、他者への思いやりやあいさつについては全国とほぼ同水準であるのに対し、「自分にはよいところがあると思う（図20）」の自尊心に関する質問や「学校のきまり・規則を守っている（図21）」の規範意識に関する項目、「地域の歴史や自然への関心（図22）」「地域行事への参加（図23）」などの項目は若干低い結果となっている。

新学習指導要領では、道徳の時間の役割を「道徳の時間を要として学校教育活動全体を通じて行うものである」とし、それぞれの教育活動で行われる道徳性育成の指導が、道徳の時間において補充、深化、統合されると同時に、道徳の時間で行った指導が学校の教育活動全体に波及し、生かされていく関係があることを示している。

また、「総合的な学習の時間」については、平成20年1月の中央教育審議会答申において「思考力・判断力・表現力等が求められる『知識基盤社会』の時代において、ますます重要な役割を果たすものである」とされ、新学習指導要領においても、教育課程における位置づけが明確になされている。

図18 体の不自由な人やお年寄りや、困っている人の手助けをしたことがありますか。

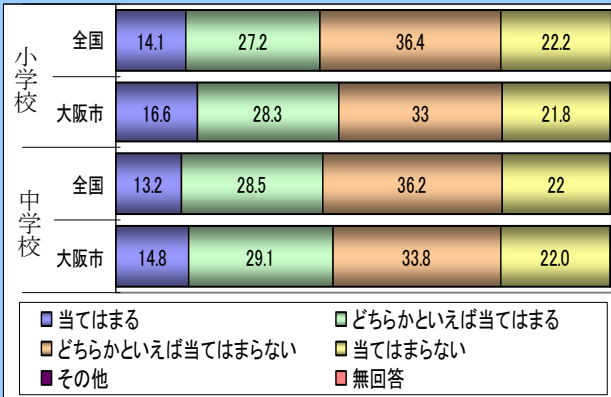


図19 近所の人に出会ったときは、あいさつをしていますか。

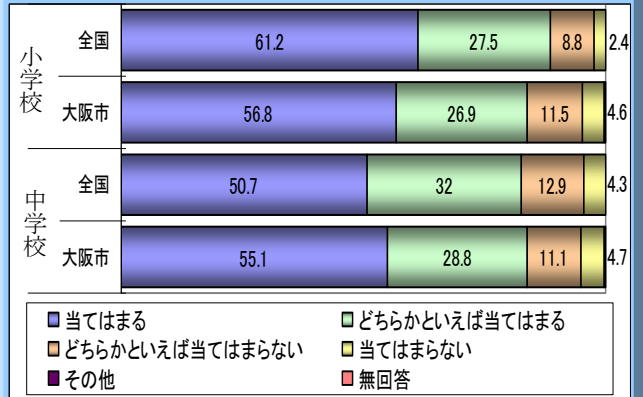


図20 自分にはよいところがありますか。

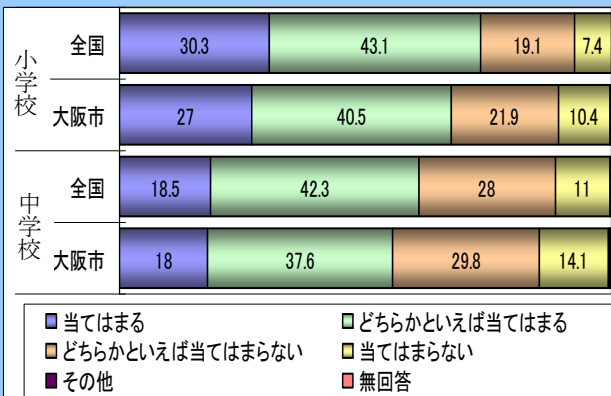


図21 学校のきまり・規則を守っていますか。

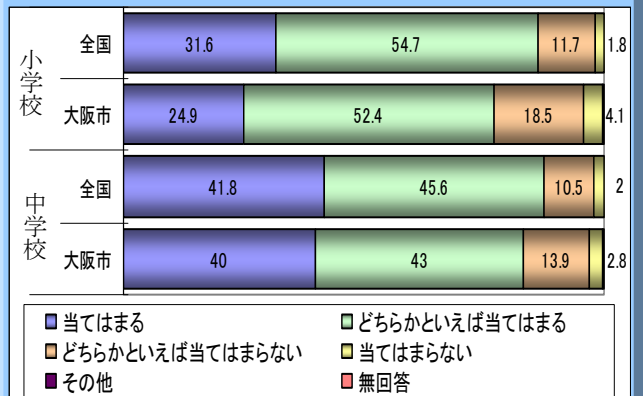


図22 今住んでいる地域の歴史や自然について関心がありますか。

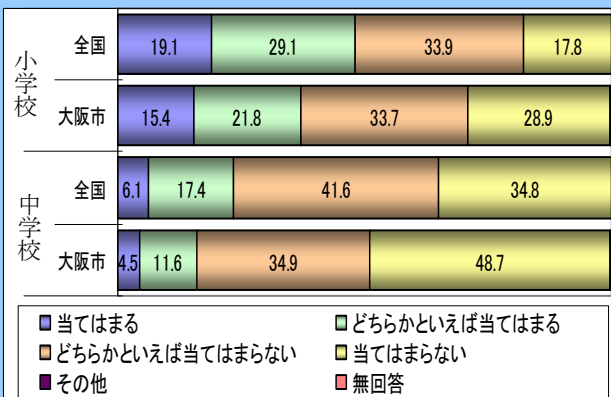
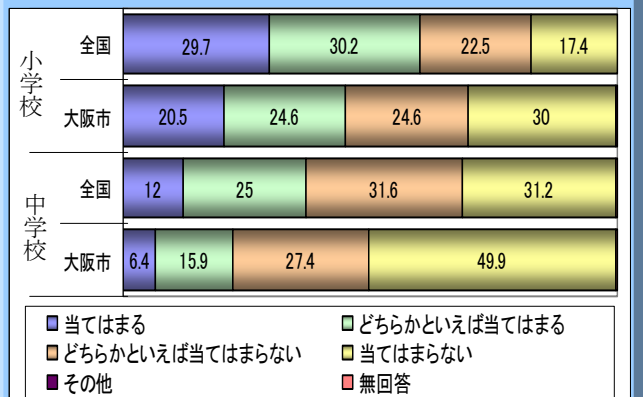


図23 今住んでいる地域の行事に参加していますか。



平成 20 年度全国学力調査より

これらのことをふまえ、道徳教育や体験活動のさらなる充実を図るとともに、家庭や地域等との連携をより一層深め、地域資源や社会資源を教育活動に十分活用しながら、社会全体で子どもの「豊かな心」の育成に取り組んでいくことが必要である。

【施策の内容】

さまざまな体験活動を通して、生命を大切にし、他人を思いやる心や人権を尊重する心、自然や美しいものに感動する心、正義感や公正さを重んじる心など、「豊かな心」を育む教育を推進する。

○道徳教育の充実

- ・道徳教育の推進を中心となって担う教員を位置付け、校内での推進体制を確立するとともに、発達段階等をふまえた道徳教育の推進を図る。
- ・道徳の時間だけでなく、教科、総合的な学習の時間、特別活動などにおいて、体験的・実践的活動を取り入れた道徳教育の推進を図る。
- ・道徳教育に関する教員研修を充実する。

○多様な体験活動の充実

- ・美術館・博物館や青少年施設等の社会教育施設、地域での子ども会活動など、社会教育施設・団体等と連携し体験活動の充実を図る。

○伝統や文化に関する教育の充実

- ・地域の人材や資源を学校の教育活動に活用するなどし、地域の文化に対する興味・関心を深め、郷土おおさかを愛する心をはぐくむ。

内 容	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
<p>道徳教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児・児童・生徒の発達段階に応じた道徳教育の充実を図る。 ・ 道徳教育の推進の中心となって担う教員を位置づけ、学校として一体的な推進体制をつくる。 ・ 授業実践を中心とした、道徳教育の指導力向上研修を実施する。 ・ 新学習指導要領の実施に向け、小・中学校道徳研修会を実施する。 <p style="text-align: right;">継続</p>		<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">新学習指導要領に対応した道徳授業の実施</p>	<p>道徳教育の充実</p> <p>道徳教育に関する</p> <p>教員研修の実施</p>	
<p>多様な体験活動の推進</p> <p><u>学校の教育活動における体験活動の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合的な学習の時間等を活用し、自然体験、生活体験、ボランティア体験、地域体験、大阪体験、芸術体験などの体験活動を実施し、児童・生徒の豊かな心を育む。 ・ 児童・生徒の活動発表の場を提供する。 <p style="text-align: right;">継続</p>			<p>自然体験、生活体験、ボランティア体験など、各学校がそれぞれの課題や特性に応じて事業を選択し、総合的な学習の時間などの中で、多様な体験活動を実施</p> <p>中学校総合文化祭、高等学校芸術祭、総合体育大会など、児童・生徒が活動の成果を発表する機会の提供</p>	
<p><u>出前型の体験活動の提供</u></p> <p>- こども体験プログラム デリバリー事業 -</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪市内の小・中学生の参加が 10 人以上見込めるグループや、青少年や子どもに関する団体を対象に、生活体験、自然体験、音楽・文化・スポーツ体験など多彩な体験や学習の機会を提供する。 <p style="text-align: right;">継続</p>	<p>開発プログラム数 H20・21 年度で 100 プログラム</p>		<p>こども向け体験教室の実施</p>	

内 容	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
<p>○大阪市学校支援人材バンク活用事業</p> <p>・体験的な学習の推進を支援するため、さまざまな知識・技能を有する地域人材等を学校教育に活用し、教育活動の充実を図る。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>				
	登録者の刷新・活用 (H20 年度 登録者数 2,000 人)			
<p>○体験活動に関する情報提供</p> <p>・夏休み等の長期休業中に社会教育施設等で行われる体験講座等を掲載した「子どものためのイベントガイドタッチ」や「子どものための施設ガイドタッチ」を発行する。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>				
	イベントガイド 年 2 回発行 施設ガイド 年 1 回発行 全児童・生徒に配付			
<p>○郷土おおさかの歴史や芸術、伝統文化を題材にした教材作成</p> <p>・小・中学校の教育研究会と協働して、市立の博物館・美術館の館蔵品を題材にした大阪らしさが学べる副読本を作成し、授業での活用を進める。</p> <p style="text-align: right;">20 新規</p>				
	「博物館・美術館資料でかたるーおおさか事典」を作成・配付 活 用			

23 年度までの目標

- 学校や地域社会でのさまざまな教育活動や体験活動を通じて、生命の尊さを理解し、規範意識や自律心、自尊感情や他者への思いやりなどの「豊かな心」を育てる。
- 「人が困っているときは進んでたすけているか」「学校のきまりや規則を守っているか」といった、道徳心や規範意識に関するアンケート項目について「当てはまる」と答える児童・生徒の割合を増加させる。

すこやかな体の育成

【現状と課題】

子どもの心身の調和的発達を図るためには、運動を通じて体力を養うとともに、望ましい食習慣など健康的な生活習慣を形成することが必要である。

文部科学省の「体力・運動能力調査報告書」によると、20年前と現在の比較では、小・中学生の「身長」、「体重」は男女とも向上しているが、基礎的運動能力は低下しており、その原因として、運動する子どもとそうでない子どもの二極化がみられることや、運動を好まない子どもの体力の低下傾向がみられることがあげられている。

新体力テストの結果では、本市の児童・生徒の「走る」「跳ぶ」「投げる」といった基礎的な運動能力は、全国平均とほぼ同水準となっている(図24)。

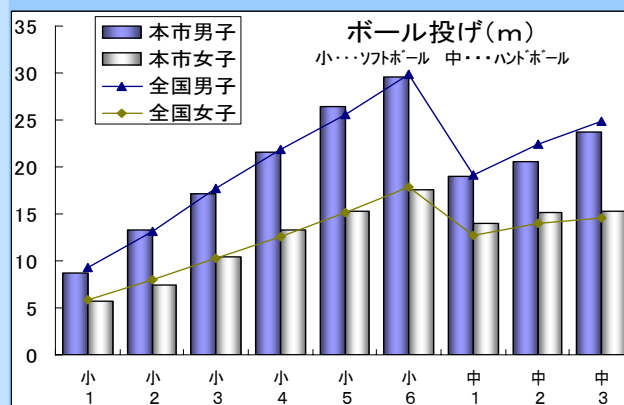
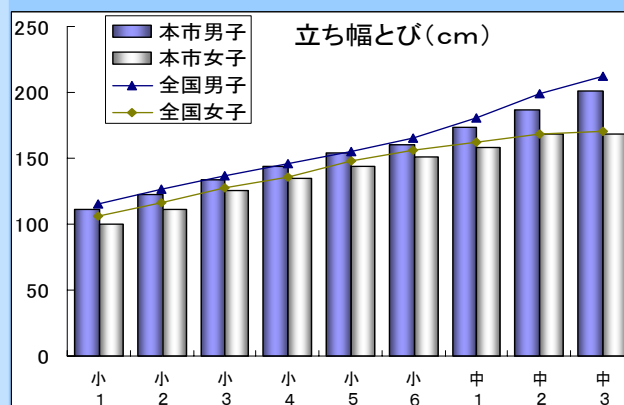
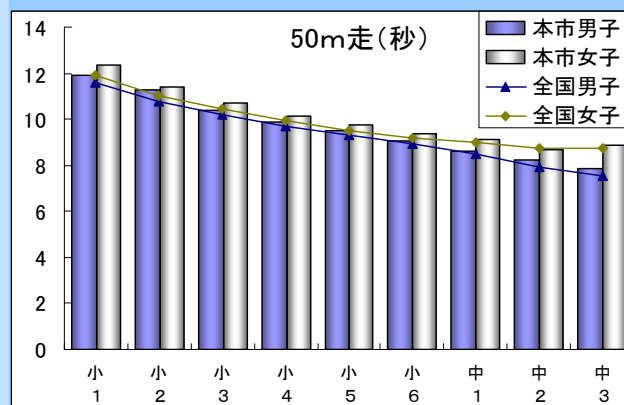
本市では、体育の時間をはじめとした全教育活動において、運動や健康・安全についての理解を深め、運動に親しむ資質や能力を育てる取り組みを進めている。

中でも部活動は児童・生徒の心身の成長に大変有意義な活動であるが、昨今は少子化に伴い団体競技のクラブ設置が困難であったり、指導者不足も大きな課題となっている。

そのため、複数の学校による合同クラブの設置や外部人材の積極的な活用などの支援が求められる。

また、学校保健統計調査の結果によれば、全国の児童・生徒の肥満傾向の割合は、年々高くなっている(図25)。その原因としては、運動不足のほかにも、児童・生徒の食生活や基本的な生活習慣の変化が大きく影響している。

図24 種目別全国平均と本市平均の割合



※大阪市児童・生徒 新体力テストの結果と考察(18年度)より

図25 肥満傾向児の割合
(全国平均)

※学校保健統計調査(全国)より

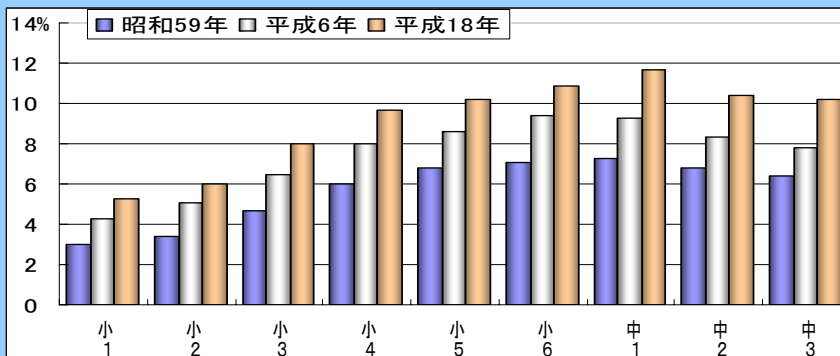
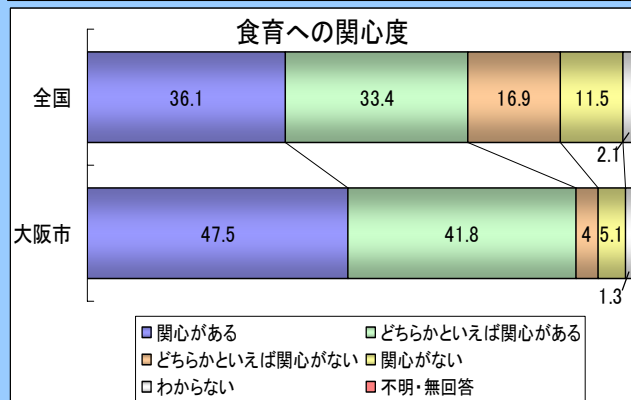
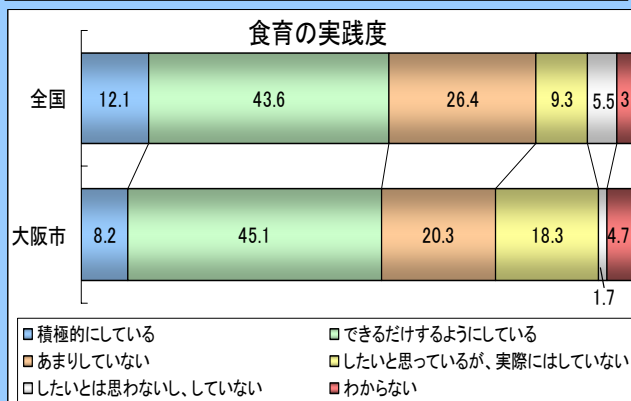
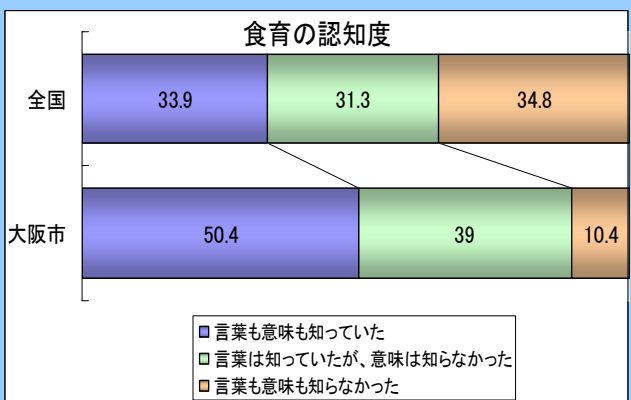


図26 食育に関するアンケート結果(%)



※大阪市食育推進計画より

本市では、栄養職員・教諭による栄養指導や、家庭科の時間をはじめとした全教育活動の中で、食に関する指導(望ましい栄養や食事のとり方の指導や、食品の品質及び安全性などについて自ら判断できる能力の育成、食事を大事にし、食物の生産などにかかわる人々へ感謝する心、各地域の産物、食文化への理解などの指導)の充実に取り組んでいる。

食生活や基本的な生活習慣の確立には、これらの学校における指導とともに、家庭、地域との連携を図ることが必要である。

平成19年度に行われた、本市の保護者や市民を対象とした「食育に関するアンケート調査」では、食育に対する「認知度」「関心度」は全国より上回る結果であったものの、食育の「実践度」については、全国を下回る結果であった(図26)。

また、平成18年度の大阪市学力等実態調査では、朝食の摂取について、中学校3年生の約1割が「ほとんど食べない」と回答している。

このような実態を受け、平成20年3月に「大阪市食育推進計画」を策定し、食育に関する基本的な事項を定め、市全体で食育を推進することとしている。

今後は同計画に基づき、各学校で食に関する

指導の全体計画を策定するなどし、幼児・児童・生徒の発達段階に応じた計画的な指導内容の充実を図るとともに、家庭・地域と連携しながら、食育の推進に取り組むことが求められる。

【施策の内容】

○体力の向上

- ・運動を通じて体力を養い、健康的な生活習慣の形成をめざす。
- ・文部科学省実施の新体力テストの結果・分析をふまえ、教育活動における指導の充実に活かす。
- ・学校生活をはじめ、家庭や地域社会における日常生活において、自ら進んで適切に運動する習慣を形成し、生涯を通じて運動に親しむための基礎を培えるよう、部活動への支援をすすめる。

内 容	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
<p>○部活動技術指導者招聘事業</p> <p>・部活動運営上、専門的技術指導を担当する指導者が必要な場合に、学校外から技術指導者を招聘する。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>				
	週1回2時間以上 平均指導回数(年間)30回			
<p>○部活動指導者講習会事業</p> <p>・中学校・高等学校・特別支援学校の部活動顧問及び外部指導者を中心に、各分野の専門家による生徒の発育に応じた指導のあり方や安全面に対する配慮等に関する講習会を実施する。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>				
	年間3回の講習会実施			

○食に関する指導の充実

- ・食育基本法や大阪市食育推進計画をふまえ、学校・家庭・地域が連携して次代を担う児童・生徒の食に関する環境の整備を図り、小学校段階からの食に関する指導の充実に図る。

内 容	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
<p>○食に関する指導の充実</p> <p>・計画的な食に関する指導の充実に図ることにより、児童・生徒の食への自己管理を高める。</p> <p>・栄養教諭を配置し、食育推進の体制整備を図る。(平成17年度より)</p> <p>・弁当づくり等食に関する保護者への啓発を図る。</p> <p style="text-align: right;">20 新規</p>				
	食に関する指導の全体計画の策定 <小・中・特全校>			
	食に関する指導モデル校事業 <中学校>モデル校8校			
	食に関する指導実践事例集の作成 <小・中学校>			配付
	学校給食献立コンクールの実施 <小学校>			
	平成23年度末までにすべての栄養職員を栄養教諭に			
	食育展<保護者対象>			

○中学校昼食事業

- ・弁当持参率の向上・内容の充実・保護者の負担感の軽減などに資するための弁当持参の支援をおこなう。
- ・家庭からの弁当を持参していない生徒が安心して登校できるように、民間業者による昼食販売を実施する。

内 容	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
<p>○家庭からの弁当持参の支援</p> <p>・ 家庭からの弁当持参について、持参率の向上・内容の充実・保護者の負担感の軽減などに資するため支援する。</p> <p>20 新規</p>				
	<p>家庭からの弁当持参への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 弁当レシピ集の配付 ● 親子弁当教室 <段階的实施> 			
<p>○民間業者による昼食提供</p> <p>・ 家庭弁当を補完するため、全ての生徒が学校内で安全面、衛生面・栄養価等に配慮された昼食を購入できる機会を提供する。</p> <p>拡充</p>				
	<p>弁当を持参しない生徒への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 配膳スペースの整備等 ● 昼食予約システム ● 食品検査 			

○中学校における選択制給食の検討

- ・平成 20 年度に外部有識者を含めた検討会議を設置し、他都市の実態調査、市民ニーズ調査を行うなど、中学校給食について調査、検討を行い、年内に結果をまとめる。

23 年度までの目標

- 小・中学校、特別支援学校における「食に関する指導の全体計画」の策定率→100%
- 弁当を持参しない場合も安心して登校できるための昼食環境の整備→100%